

# 令和 8 年 4 月から変わります！ ごみ袋の価格と分別ルール

令和7年12 月作成

瀬戸内市環境部生活環境課

# 1. 指定ごみ袋価格の改定

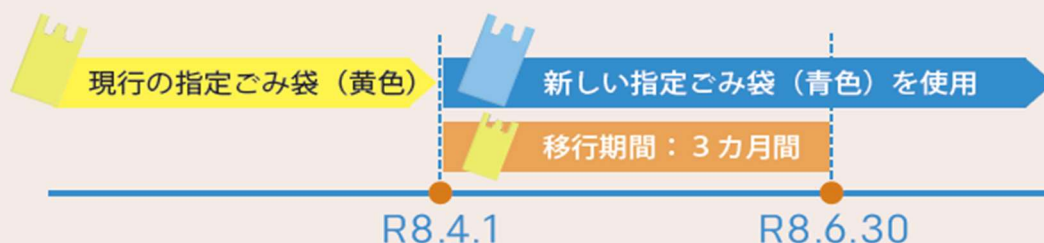
## (1)改定の内容

- ◆現行の価格を1リットルあたりの単価で見ると、サイズが大きくなるほど安価になる設定となっています。  
これは、資源ごみ分別により燃やすごみを減量して、小さいごみ袋で出す人が割高になるという不公平な価格設定であることから見直しが必要です。
- ◆令和8年4月1日から、指定ごみ袋の価格をどのサイズでも 1 リットルあたりの単価が 1 円となるよう改定します。
- ◆また、市民の皆さんが「資源ごみ分別による燃やすごみの減量」に取り組みやすいよう、新しいサイズ(30 リットル相当)を導入します。

| 現行（黄色のごみ袋） |                  |                  |                 | 改定後（青色のごみ袋） |    |                  |                  |
|------------|------------------|------------------|-----------------|-------------|----|------------------|------------------|
| 種類         | 容量<br>1組（10枚）あたり | 価格<br>1組（10枚）あたり | 1リットルあたりの<br>単価 |             | 種類 | 容量<br>1組（10枚）あたり | 価格<br>1組（10枚）あたり |
| 大          | 45 リットル相当        | 200 円            | 0.4 円           | ➡➡➡         | 大  | 45 リットル相当        | 450 円            |
|            |                  |                  |                 |             | 中  | 30 リットル相当        | 300 円            |
| 小          | 20 リットル相当        | 150 円            | 0.7 円           |             | 小  | 20 リットル相当        | 200 円            |
| 特小         | 10 リットル相当        | 100 円            | 1.0 円           |             | 特小 | 10 リットル相当        | 100 円            |

## 指定ごみ袋の移行スケジュール

現行の指定ごみ袋（黄色）は令和8年3月31日までに使い切ってください。使い切れなかったごみ袋に限り、経過措置として令和8年6月30日まで使用できます。令和8年7月1日以降は現行の指定ごみ袋（黄色）でごみステーションに出すことはできません。



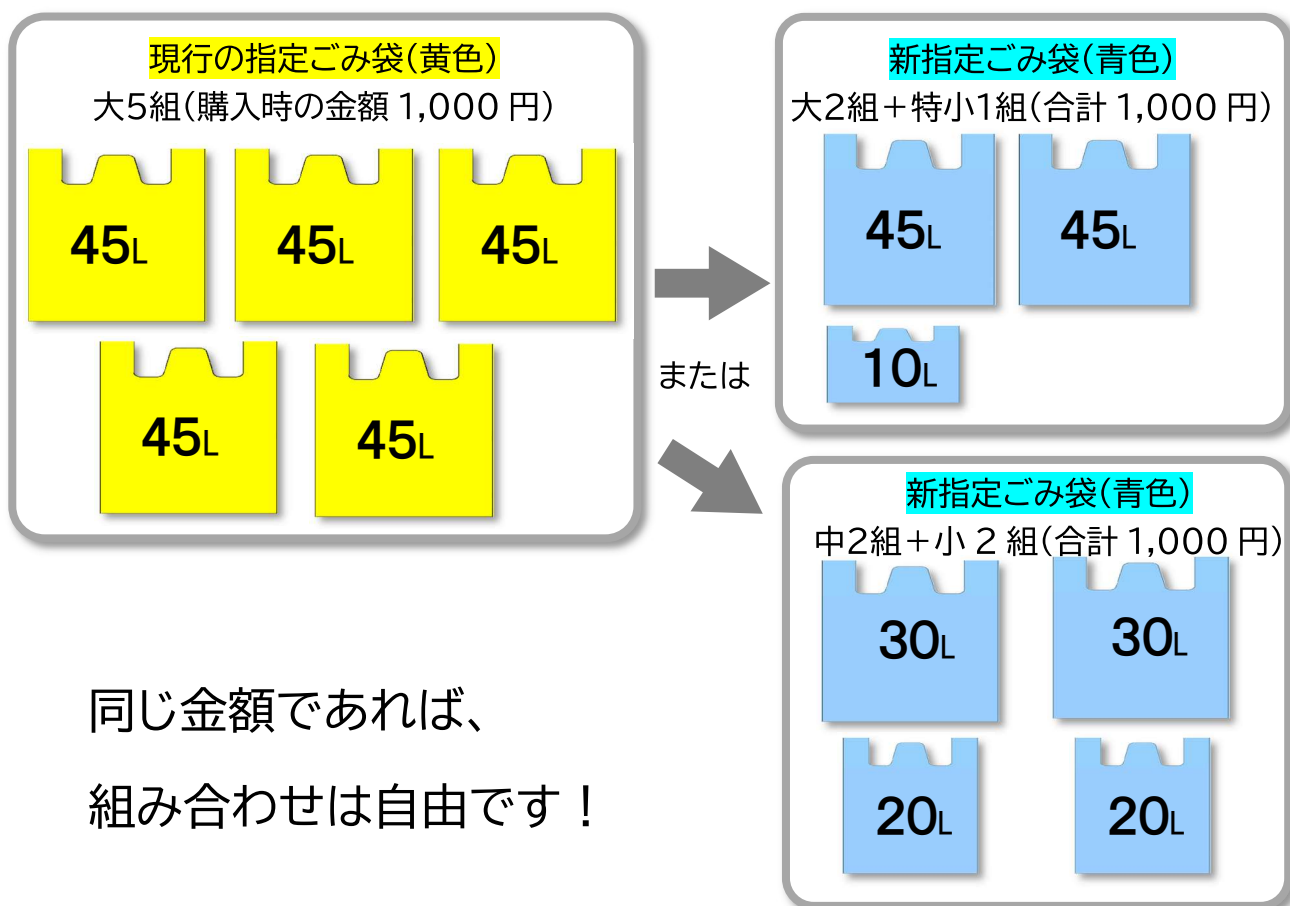
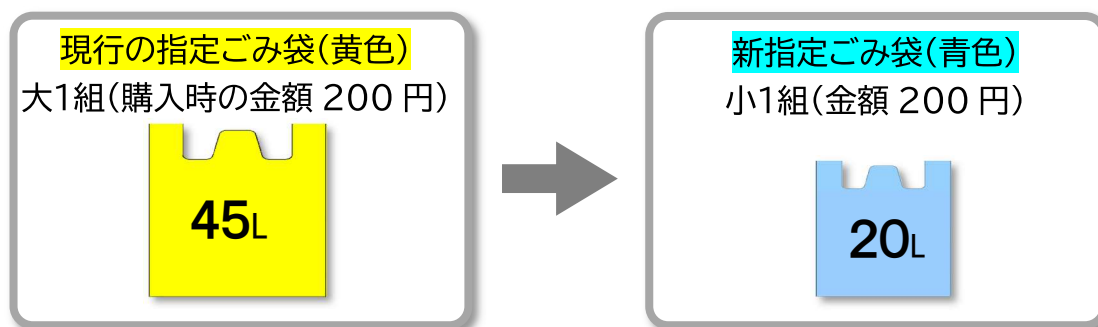
### CHECK

令和8年6月30日までに使いきれなかった現行の指定ごみ袋（黄色）は、未使用（未開封）のものに限り、1組単位で同額の新しい指定ごみ袋（青色）と交換します。交換を希望する人は生活環境課（市役所本庁舎1階）、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所の窓口にお越しください（各施設の開庁時間に限る）。

袋のサイズや枚数に関わらず、購入時の金額総額を基準として交換します。おつりは出ませんのでご注意ください。



(交換の一例)



同じ金額であれば、  
組み合わせは自由です！

## (2) 指定ごみ袋を使用せずに出せるようになるごみ

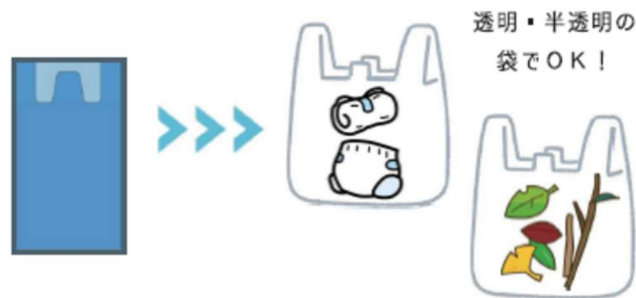
- ◆ 今回の指定ごみ袋価格の改定では、資源ごみを燃やすごみとは分別していただくことで、ごみ袋のサイズを小さくでき、購入に係る負担を軽減できる仕組みになっています。
- ◆ 一方で、資源ごみとして収集できず、ご家庭で減量することができない次のごみについては、令和8年4月1日から、ごみ処理手数料を免除(指定ごみ袋を使用せずに出せるように)します。

・ 紙おむつ      ・ 剪定枝、草のごみ

- ◆家庭から排出される「紙おむつ」と「剪定枝、草のごみ」は、透明または半透明の任意のごみ袋に入れて、燃やすごみの日に、ごみステーションに出すことができます。  
(現行通り、他の燃やすごみと混ぜて、指定ごみ袋で出していただくこともできます。)

#### ◆ご注意いただくこと

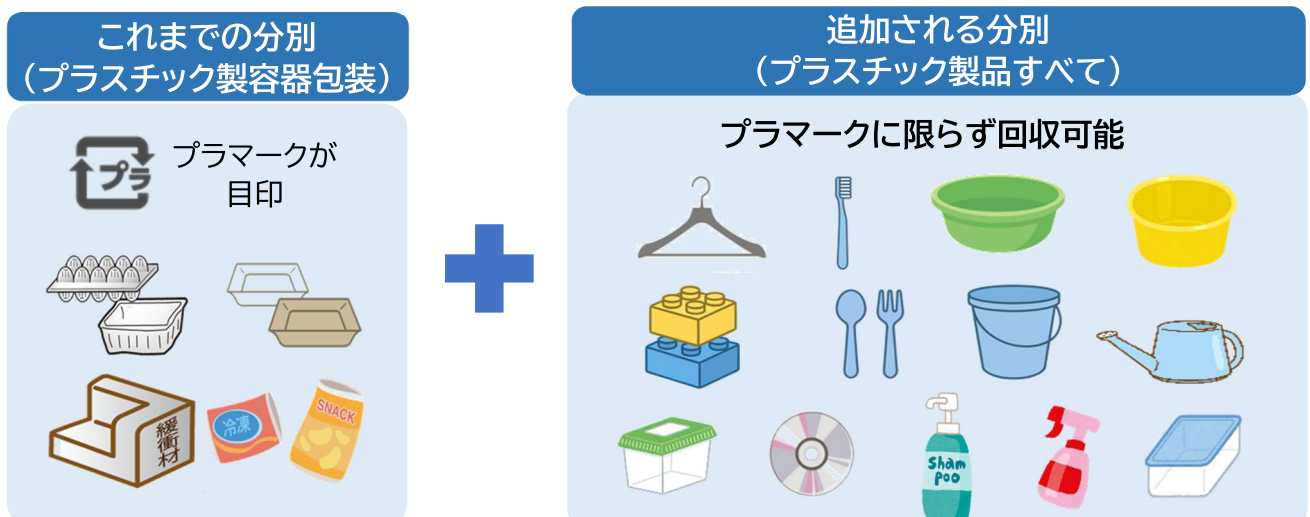
- ※必ず、中身の確認が容易にできる透明または半透明の袋を使用してください。
- ※他のごみを混ぜないでください。(おむつと剪定枝等も混ぜないでください。)
- ※家庭から排出されたものに限ります。(事業所から排出されたものは対象外です)
- ※紙おむつの汚物はできるだけ取り除いてください。(ペット用は対象外です。)
- ※「紙おむつ」「剪定枝葉」はいずれも袋の重さを 10 kg 以下にして下さい。(剪定枝葉は土をしっかりと落とした上で出してください。)
- ※剪定枝は細いものに限ります。  
剪定枝の太いものは、直径 20 センチ以内、長さ 50 センチ以内で束ねて「粗大ごみ(可燃)」の日に出してください。(無料で出せます)



## 2. プラスチック資源の一括回収

### (1) プラスチック資源の一括回収とは

- ◆令和8年4月から、新たに「プラマークの無いプラスチック製品」を資源化物として回収してリサイクルします。(普段のごみステーションで無料回収します)
- ◆現在も分別回収している「プラスチック製容器包装(プラマーク)」と一緒にまとめて(一括で)、透明または半透明の任意の袋で出してください。



◆ほとんどのプラスチック製品が対象です。

(例)ハンガーやボールペンなど金属部品が少量であれば、出すことができます。



◆ひどく汚れているもの、きれいに洗っても汚れが落ちないものは燃やすごみで出してください。また、プラスチック製でも電気・電池を使用するものは対象外です。

(例) × モバイルバッテリー × プラスチック製の小型家電 等



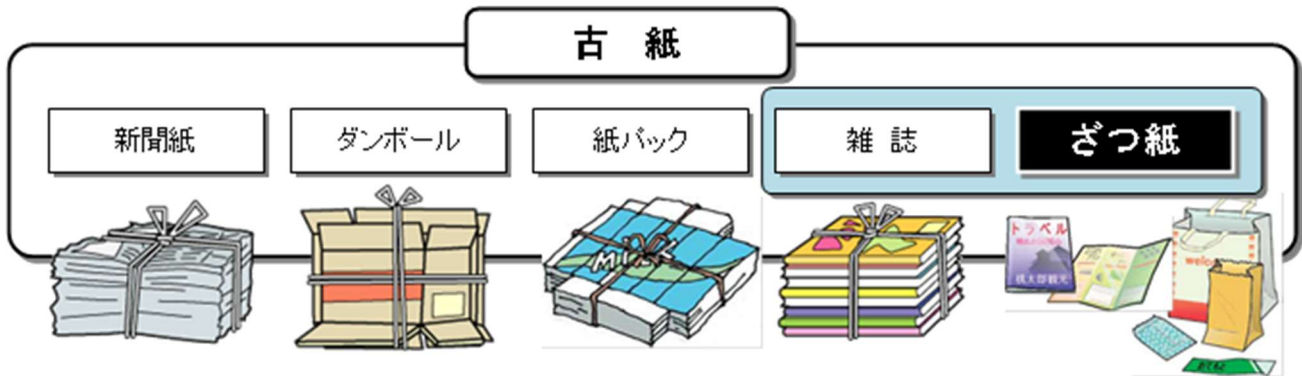
(2) プラの収集日を増やします(令和8年4月から)

◆市民の皆さんが分別して出しやすい環境を整備するため、収集日を現在の月2回から4回に増やします。

◆現在、「プラスチック製容器包装」と同じ日に収集している「ペットボトル」は、飲料用のカンの回収日(月2回)に収集することに変更します。

### 3. 瀬戸内市で分別回収している資源ごみ(おさらい)

#### (1) 古紙(こし)【収集日は毎月1回】

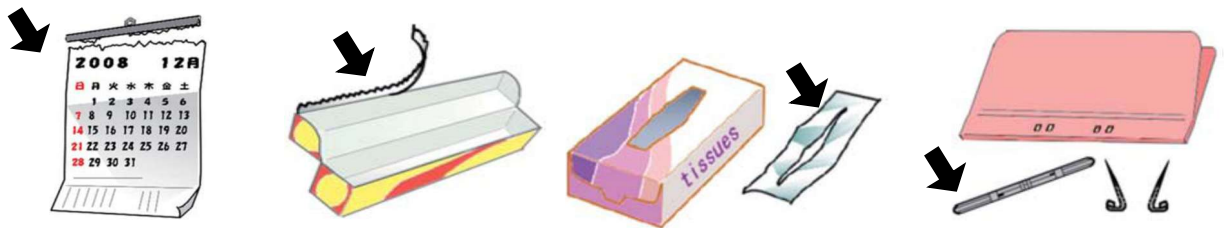


#### ◆ざつ紙の例

コピー紙、名刺、ハガキ、チラシ、カタログ、はし袋、カレンダー、ノート、紙袋、封筒、包装紙、ポスター、ティッシュペーパーの箱、お菓子等の紙箱、トイレトペーパーの芯、ダイレクトメール、シュレッダーくず …など紙製品全般

#### ◆混合物(金具、プラスチック、ビニール等の紙以外の部分)は取り除いてください。

※ホッチキスの針程度の小さいものは取り除く必要はありません。



#### ◆一部回収できない紙ごみ(これらは燃やすごみ)

濡れた(汚れた)紙、写真・感熱紙(一部のレシートやファックス用紙)、カーボン紙、金紙や銀紙(ガムの包み紙やタバコの内包紙等)、紙コップや紙皿、ヨーグルトやアイスの紙容器(防水加工されているため)、紙おむつ(ポリマーを含むため)ティッシュペーパーやキッチンペーパー等のやわらかい紙(未使用でも不可)



紙コップや紙皿



やわらかい紙

## (2)古布(こふ)【収集日は粗大ごみ(可燃)の日】

- ◆出せるものは一般的な衣類全般(一部例外あり)
- ◆洗濯済みの古布をビニール袋(透明または半透明)に入れ、口をしぼって出す(濡れているものは不可)。
- ◆古布で出せない布製品(これらは燃やすごみへ)  
布団・枕、シーツ・布団カバー、座布団、ぬいぐるみ、カーテン、  
レース製品(服やカーテン)、ストッキング、くつ、バッグ、和服(着物・帯)、水着、  
小物類全般(ネクタイ・手袋・帽子・マフラー等)



## (3)ペットボトル【令和8年4月からは、毎月2回の「カンの日」】

- ◆中を洗い、軽くつぶす。
- ◆「ふた」と「ラベル」はプラスチック資源一括回収へ。
- ◆ビニール袋に入れない。



### 【資源ごみ分別でゴミ袋サイズダウン】

皆さんが出す指定ゴミ袋に資源ごみは混入していませんか？  
資源ごみを分別することで、指定ゴミ袋のサイズを小さくすることができます。  
指定ゴミ袋の価格が改定されるこの機会に、資源ごみの分別を見直してみましょう。  
燃やすごみを減量して、環境にも家計にも優しい取り組みにぜひご協力ください。

## 4.出前講座

- ◆生活環境課では、市民に向けて「ごみのこと」を説明する無料出前講座を開催しています。平日日中を基本に、希望があれば土日や夜間も対応可能で、時間は15分～1時間程度です。自治会や高齢者、子どもなど市内の集まりで開催可能です。
- ◆申し込みは生活環境課(Tel0869-22-1899)まで、日時候補や会場、参加予定人数をお伝えください。  
※職員の体制により調整が必要な場合があります。

## 5.よくある質問を集めました！(Q&A)

---

### Q「ごみ袋の交換時期は？いつまで交換できるの？」

A 交換は4月1日から可能です。交換期限については、当面の間受け付けております。例年、4月初旬は通常業務で窓口が大変混雑いたしますので、混雑緩和のため、時期をずらしてご来庁いただけますようご協力をお願いいたします。(資料1頁)

### Q「ごみ袋の交換はおつりが出る？差額分を現金で払ってもいいの？」

A おつりは出ません。また、差額分を現金でお支払いいただくことはできません。(資料1頁)

### Q「おむつの無料回収はペット用トイレシートも出していいの？」

A ペット用トイレシートは対象外です。今回の制度は日常生活でなかなか減らすことが難しいごみに対して、福祉の観点から支援しようとするものです。特に生活の中で避けられない紙おむつを対象とすることで、ご家庭の負担軽減を目的としています。(資料2～3頁)

### Q「おむつと剪定枝、落ち葉等は混ぜてもいいの？」

A おむつと剪定枝葉は、それぞれ別々に分けて出してください。(資料3頁)

### Q「剪定枝は出せる大きさに制限ある？」

A 細い枝や落ち葉、葉は、透明または半透明の袋に入れ、土を落として乾かした状態でごみステーションへ出してください。袋の重さは10kg以内をお願いします。太い剪定枝は、直径20cm、長さ50cm以内のものを可燃粗大ごみの日に束ねて出してください。(資料3頁)

### Q「レジ袋でもいいの？」

A 半透明・透明のレジ袋であれば問題ありません。(資料3頁)

## Q 「なぜプラスチック一括回収が始まるの？」

A 理由は以下の 2 点です。

- 1.令和 4 年に施行された「プラスチックに係る資源循環等に関する法律」において、分別回収して資源化することが自治体の努力義務となったためです。
- 2.現在、焼却処分しているプラスチック製品を分別回収することで、ごみ減量の取り組みをさらに拡充するためです。

## Q 「資料を回覧したい！」

A ごみカレンダーの配布時期に合わせて回覧用資料を作成する予定です。早めに資料が必要な場合は、この資料をご用意しておりますので、必要部数を生活環境課までご連絡ください。必要に応じてお渡しいたします。

なお、市ホームページや広報、LINE でも周知しておりますので、そちらもご確認ください。



ごみ袋関係



プラスチック一括回収

## Q 「さんあ～るはいつから変更されるの？」

A 令和 8 年 4 月から変更を予定しています。

## Q 「交換で集まった現行の黄色の袋は、市は何に使うの？燃やすの？」

A 災害時のごみ袋として使用したり、将来的にクリーン作戦などに活用することを検討しています。

お問い合わせ先

瀬戸内市役所 環境部 生活環境課

電話番号 0869-22-1899